教　育　委　員　会　会　議　録

平成２７年２月　定例教育委員会		
開　会　日		平成２７年２月２４日（火）
開会時間		午後２時３０分～午後３時２９分
開会場所		佐賀市役所庁議室
出　席　者	委員	山下委員長　岸川委員　福島委員 伊東委員　山口委員　東島教育長
	事務局	貞富こども教育部長　西川社会教育部長　古田こども教育部副部長兼教育総務課長　中村こども教育部副理事兼学校教育課長　梅﨑学事課長　百崎こども家庭課長　藤田こども教育部副理事兼保育幼稚園課長　中島社会教育部副部長兼社会教育課長　福田文化振興課長　棚町図書館長　山口スポーツ振興課長　松永諸富教育課長　池田富士教育課長　山田三瀬教育課長　糸山川副教育課長　江頭東与賀教育課長　内田久保田教育課長　大松教育総務課参事兼副課長兼総務係長　中尾教育総務課教育政策係長
提出議案		第３１号議案　佐賀市教育長の服務等に関する条例 第３２号議案　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 第３３号議案　佐賀市児童館条例の一部を改正する条例 第３４号議案　佐賀市立保育所条例の一部を改正する条例 第３５号議案　佐賀市立幼稚園条例の一部を改正する条例 第３６号議案　佐賀市公民館職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 第３７号議案　佐賀市教育振興基本計画－第三次佐賀市教育基本計画－について 第３８号議案　佐賀市スポーツ推進計画について
協議事項		なし
報告事項		①平成２７年３月議会補正予算案について ②平成２７年度教育委員会の重点事業及び新規事業について
欠席委員		なし
傍聴者数		なし
報道関係者		なし

会議録作成者	教育総務課参事　　大松明浩

日程１　開会の宣告

（山下委員長）
　皆様こんにちは。春の息吹が感じられるようになりました。先日は、川崎市で中学１年の男の子が殺害されるという本当に痛ましい事件がありました。佐賀市の子どもたちがこういう事件に巻き込まれないように、子どもへのまなざし運動に示してありますように、４つの場、家庭、地域、企業、学校と４つの視点、命、自立、他者とのかかわり、子どもを取り巻く環境、これをしっかり交わらせながら、子どもを健全に育てていきたいと思っております。
　これより佐賀市教育委員会２月定例会を開きます。
　本日は、６人中６人の委員が出席しておりますので、適法に委員会が成立しております。
　本日の日程につきましては、配付しております日程のとおりお願いしたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。
　　〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
　それでは、これより本日の日程に入ります。

日程２　会議録の承認

（山下委員長）
　日程２の会議録の報告を求めます。

（大松教育総務課参事兼副課長兼総務係長）
　１月２７日に開催されました定例教育委員会の会議録につきまして、２月２０日に配付したとおりでございます。よろしくお願いいたします。

（山下委員長）
　報告は終わりましたが、報告内容に質疑や訂正箇所はございませんでしょうか。よろしいですか。
　　〔「なし」と呼ぶ者あり〕
　異議がないようですので、会議録は報告のとおり承認することにいたします。

日程３　教育長報告

（山下委員長）
　次に、日程３　教育長の報告を求めます。

（東島教育長）
　それでは、資料をご覧いただきたいと思います。まず１点目、第３６回佐賀市人権・同和教育研究大会を行いました。２月２日に行いましたが、このころが、例のイスラム国での邦人殺害が大きくニュースとなって報道をされていたときでございました。さらにそれにあわせたように豊前市の小学５年生の女児殺害という、まさに命にかかわる大きな事件が起こったときでございましたし、この大会は特に人権・同和という視点でございましたけれども、私たちの子どもへのまなざし運動の中でも、子どもの権利条約というのは、やはり教育の核になる、根底になる、基本になるという問題でございます。

これにつきまして、私がかねがね感心をしているのは、佐賀市が組織的にこれに取り組んでいるというところです。恐らく全県見渡しても、これだけ組織的にきちんと取り組んでいる地域は他にないと自負をしております。そういう中での各学校での取り組みの研究公開でございました。

今年度は、１年間、３本の柱で各学校努力をしてくれました。１つ目は人権が尊重される環境づくり。２つ目が人権が尊重される人間関係づくり。３つ目に人権が尊重される学習活動、いわゆる授業づくりです。どの視点をとってみても、各学校での子どもたちの学校生活、学習活動においては大変重要なことでございます。そういう中で、１年間の取り組みの成果、あるいは課題等について発表していただきました。本年度は、北山東部小、城南中、高木瀬小、小中一貫松梅校、この４校が日ごろの教育実践を発表してくれまして、各学校の来年度の取り組みの参考になったものと考えております。

この人権・同和教育に関しましては、教育の根底に据えながら学校教育経営に当たらなければいけないと思っておりますので、今後もこれは重要な教育課題であるという認識で進めてまいりたいと思っております。

次、２点目です。佐賀市教育研究発表会が行われました。佐賀市には佐賀市教育研究所というのを持っております。条例をつくって動いておりますけれども、これまた県内で教育研究所を持っている市町は佐賀市だけでございます。このシステムとしては、佐賀市の先生方が代表で各学校から出ていただきまして、組織的な研究を行うというのが大きなメリットでございます。この組織研究につきましては、教育界の喫緊の課題、佐賀市の課題であると同時に、県の課題でもあり全国の課題でもあるというものへの取り組みを行っております。それも、１つは学習指導という視点から、もう１つは生徒指導的な視点から組織研究として行っております。

それから、もう一本は個人研究と言って、これは先生方に直接委嘱をかけまして、自分の学校で自分の研究計画に基づいて授業実践をしていただき、それを発表していただくというものです。ここで私は、本当に佐賀市の先生方は意欲があると感じました。特に、組織研究はみんなでやりますので、いろいろ知恵を集めることができますけれども、個人研究のほうは、学校の中で当然指導もしていただいていることでしょう、非常に質の高い研究でした。課題の捉え方も非常に今の社会の教育課題を大きく反映したものでありましたし、その取り組みの中身も非常に質の高いもので、どこに出してもおかしくないというぐらいのレベルの高いものでした。ちなみに、今年度は算数、理科、体育、外国語活動、小中一貫教育、特別支援教育、こういう分野での取り組みでありました。２つの会場に分かれているものですから、半分しか聞けませんでしたが、今の先生方にとってこれは大変参考になると私は捉えましたし、佐賀市の教育力の底力でもあろうと思いましたので、今後ともこの研究発表会というのは大事にしていきたいと考えているところです。

次のページの３番目に行きますが、九州都市教育長協議会の第２回理事会が行われました。これは各県の理事が１６名と、開催県から各市の教育長が参加ということで、今回は２９名の参加で行われました。特に協議をした内容は、教育委員会制度改革への対応、学力向上の人的条件整備、ＩＣＴ教育環境の状況、それから全国学力・学習状況調査の公表のあり方、特別支援教育への支援員の配置状況と課題、議会における教科書の問題についての質疑について、それから外国語活動の現状と今後の対応について討議を行いました。その資料を抜粋で後ろに資料としてつけております。ちょっと読みにくいところがあるかもしれませんが、資料の１ページからは各市における電子黒板タブレットの整備状況です。佐賀市はほかの県や市に比べるとかなり進んでいるということがこれを見ると一目瞭然だろうと思います。当然ながら、会の中でも佐賀市への質問がたくさんございましたので、佐賀市の実情について話をさせてもらったところでございます。

それから、６ページに参りまして、特別指導員に係る生活指導員の配置実態、これは先ほども市長との協議の中で出てきましたけれども、佐賀市はいち早く生活指導員を増

員いたしまして、各市に先駆けて配置の充実を図ったところです。来年度の特別支援学級支援員の配置も市長には十分理解をしていただきました。各市の取り組みの中で私が一番参考になったのは、支援員の中に看護師を配置している。どういう子どもたちに対応するかによって資格を変えているというところがございました。医療的なケアが必要な子どもについては、看護師を特別支援の生活指導員に充てていると。看護師であれば、医師の指示があれば医療行為もできることになりますので、より的確な対応ができるのは間違いないだろうと思っておりますし、佐賀市でも多様な障がいがございますので、この辺りのところは参考になるのかもしれません。今後の私どもの支援員配置に向けての１つの課題であろうと思っております。

それから、１１ページからは、法改正に伴う教育委員会制度ですが、これについてはここに書いているとおりでございまして、どこも似たり寄ったりと。ほとんどが新教育委員会制度に移行するのは、現教育長の任期満了のタイミングが主流でございました。

ただし、先ほども話がありましたように、総合教育会議はもう動き出すことになります。うちの場合も４月末、もしくは５月の頭ぐらいまでに、市長の名でこの総合教育会議の招集をかけていただくということで先ほど話をしたところでございました。

以上が九州都市協の話でございます。

４点目、これは青少健大会、子どもへのまなざし運動推進大会について書いております。今年度は特にまなざし座談会ということで、まなざし専門官木塚さんをコーディネーターにパネルディスカッションをしていただきました。各地域の実態から発した意見が多くありまして、悩みも率直に出してもらいましたし、やはり課題は課題としてなかなか難しいものもございまして、きれいごとでなくて現実が聞けたなという思いで、いい大会であったと私は思っているところです。

３ページ、これはＡＣ長野パルセイロキャンプ歓迎セレモニーがありました。春季キャンプと言いながらも、非常に寒い冬のキャンプというスタートでございましたが、グラウンドがいいということで、非常に楽しみにしているところでございますし、佐賀はサガン鳥栖を抱えておりますので、この辺りとの交流関係も生まれればもっともっと来てもらえるのではないかという思いをしたところでございました。

６点目、佐賀市中学校部活動在り方検討委員会、これにつきましては部活動の意義、部活動の過熱化についての対応でございます。端的に今年度も検討委員会の意見として７項目をきちんと各学校に守っていただこうと思っております。その中でも、特に私は部活動保護者全体会の実施をしていただきたい。この中で部活動というものの意義を保護者にきちんと理解していただく。そのことが過熱化を防ぐブレーキになると考えておりますので、部活動保護者全体会をぜひしていただいて、それを受けて各学校の各部活動ごとの保護者会を実施していただくと。その中で練習計画なり、あるいは練習時間なり内容なり、そういうものを議論していただきたいと思っております。

それからもう１つは、管理職、校長が部活動の実情をしっかりつかんでいただきたいということで、毎月部活動練習計画表を校長に確実に提出をする。そして校長は、その練習計画に基づいて、過熱化する状況にあるとするならば指導を加えていただく。このことが大事だろうと思いますので、このことをまず来年度は徹底したいと考えております。あとはここに書いているとおりでございます。

７点目、事務の共同実施協議会です。これは毎年行っておりますけれども、来年度からは室長、副室長という、きちんとした組織が成り立っていきますので、さらに共同実施がスムーズに運営できていくのではないかなと。それと同時に、学校の先生方の事務負担を軽減していただいて、先生方は子どもたちに向き合う教育活動に力を注ぐことが少しずつ進んでいくのではないかなと思っております。

４ページ、最後です。佐賀城下ひなまつりの開会式、ご存じのように、毎年柳町の歴史民族館であっておりますが、もう１つの開会式がございました。それは佐賀城本丸歴史館です。といいますのは、ことしから佐賀市内の子どもたちが紙粘土で思い思いに想像しながら夢を込めて、このひな人形を制作いたしました。そのひな人形が佐賀城本丸

歴史館の大広間３２０畳ありますが、ここに勢ぞろいしています。この期間、佐賀城本丸は本当に華やかになったと思いました。ここに行ってまいりまして、この２，０００体が勢ぞろいしている佐賀城本丸の大広間を実際に見てきましたら、本当に各学校創意を凝らして、小さいものから大きいものまで、大きいものは１メートルぐらいあるひな人形、ひな壇までつくった人形など、いろいろ思い思いのひな人形ができておりましたが、ただ言えるのは、２，０００体あっても同じものは１つとないということですね。一番おもしろかったのは、鍋島小学校だったと思いますが、ひな人形の顔に自分の写真を張りつけているんですね。鍋島小学校がつくったひな人形はみんな子どもの顔なんです。非常におもしろいなと、いいアイデアを出しているなと思いながら見たところでございました。これが今飾られております。きょうの新聞では読売新聞が写真まで載せていましたね。見ていただきますと非常に楽しいです。ひなまつり期間は２２日までですが、この佐賀城のこどもびなは１日で撤去をすることになっておりますので、ぜひ機会があったら子どもたちがつくったひな人形、２，０００体が勢ぞろいしているところを見ていただくと楽しいかなと思いました。
　以上です。

（山下委員長）
　ありがとうございました。
　報告内容にご質疑はございませんでしょうか。
　２番目の研究発表会ですが、個人研究の教科というのは毎年違ってきますか。

（東島教育長）
　これは本人が決めます。個人研究を委嘱された本人が教科なり領域なり、その内容なりを決めます。

（山下委員長）
　わかりました。
　他に何かございませんか。

（伊東委員）
　１ついいですか。これは質問というよりも意見ですが、６項で教育長が報告されました中学校の部活動の在り方で、最後に指導が過熱化しないように、校長先生がよく理解をしようと。これ非常にいいことですから、カリキュラムも計画も校長先生がきちんと目を通すこと、これはぜひ実施をしていただくようにお願いをしたいと思います。
　以上です。

（山下委員長）
　ほかに何かございませんでしょうか。よろしいですか。
　　〔「なし」と呼ぶ者あり〕
　質疑がないようですので、教育長からの報告を終わります。

日程４　提出議案

（山下委員長）
　次に、日程４の提出議案に移ります。
　第３１号議案『佐賀市教育長の服務等に関する条例』と、第３２号議案『地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例』は、関連する議案となりますので、一括して教育総務課からご説明をお願いします。

（大松教育総務課参事兼副課長兼総務係長）
それでは、３１号議案、３２号議案についてご説明させていただきます。
まず、議案につきましては、第３１号議案につきましては１ページ、それから、３２号議案につきましては議案の２ページからということでお示しをさせていただいております。具体的な内容につきましては、議案資料のほうで説明をさせていただきたいと思います。
まず議案資料の２ページをお願いしたいと思います。
今回２本の条例改正をお願いしているところでございますけれども、これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が本年４月から施行されることに伴いまして、改正するものでございます。
その法律改正の中身でございますけれども、大きい項目の２つ目、教育行政の責任の明確化というところで２つ点がございます。教育委員長と教育長を一本化し、新教育長を置くということですけれども、この新教育長は、現在教育長は一般職でございますが、新教育長につきましては、首長が議会同意を得て直接任命する特別職という位置づけになります。このため、給与やその他の勤務条件について条例に定める必要があり、今回２本の条例を提案することとしております。
ただし、皆さんご存じのとおり、大きな項目５番目、その他の２つ目の点でございますけれども、現在の教育長は、委員としての任期満了までの期間、従前の例により在職するということで、現教育長の任期が２９年１１月４日までございますので、その期間につきましては現行制度が生きているということで、新制度に移りますのは２９年１１月５日以降となります。これに基づきまして、今回改正を行うものでございます。
資料の１ページに戻っていただいて、先ほど申し上げましたとおり、今回法改正に伴いまして、教育長が一般職から特別職に変わるということでございますので、それに関します服務に関する条例を定めるものでございます。制定内容といたしましては、１つ目、教育長の勤務時間及びその他の勤務条件につきましては、一般職の職員の例によるものとしております。
それから、２つ目、教育長の職務専念の義務の免除につきましては、私ども一般職と同様の措置を講じるという内容でございます。
なお、施行期日につきましては２７年４月１日からとなっておりますけど、先ほど申しましたとおり、現行制度のまま２９年１１月４日まではまいりますので、その間はこの条例は適用しないということでございます。
続きまして、資料の４ページ、３２号議案でございます。
３２号議案につきましては、今回の法改正に伴いまして、関係する条例として、大きい項目、２番の改廃内容の(4)改正する条例が７本、そして(5)の廃止する条例が１本ということで、合計８本の条例改正をしなければなりませんので、この８本の条例改正を１本にまとめまして、整備条例として提案するものでございます。
その改正内容でございますけれども、２の改廃内容の(1)から(3)のところでございます。
まず１つ目といたしましては、市長や副市長など特別職の給与を定めた条例がございます。この条例の中に教育長の規定を盛り込むものでございます。
２つ目といたしましては、現在教育委員会の委員長に関する規定がございますので、この規定を教育長の規定に見直すものでございます。
また、３つ目といたしましては、教育長が教育委員会の委員ではなくなりますので、現在定めております教育委員会の定数に関する条例を変更するものでございます。
以上、３つの条例改正の内容と、それから先ほど申しました廃止条例として、現在、一般職の教育長に関する給与等の条例がございますので、その条例については廃止をする予定でございます。
なお、施行期日につきましては、先ほどの３１号議案と同様、施行日４月１日からとなっておりますけれども、経過措置がございまして、現教育長の任期中におきましては、

この条例を適用せず、改正前の各条例の規定の効力を有するものとして運用してまいりたいと考えております。
　以上でございます。

（山下委員長）
　ありがとうございました。
　第３１号議案、第３２号議案について、何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
　ご質問がないようですので、第３１号議案『佐賀市教育長の服務等に関する条例』と、第３２号議案『地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例』については承認といたします。
　続きまして、第３３号議案『佐賀市児童館条例の一部を改正する条例』につきまして、こども家庭課からご説明をお願いします。

（百崎こども家庭課長）
　５ページ、第３３号議案『佐賀市児童館条例の一部を改正する条例』でございます。
　資料は別紙資料の１３ページからとなっております。
　まず、改正理由としましては、児童福祉法の一部改正等に伴い、児童館で実施する事業に関して用語や使用料等を見直す必要があるためです。
　改正内容につきましては、まず１点目として、児童福祉法の一部改正に伴い条例第４条第３号の用語を変更するものです。現行は、「児童福祉法第２４条の規定に基づく保護に関すること。」としておりますが、変更後は「保護者の委託を受けて児童の養育の支援を行うこと。」とします。児童福祉法第２４条は保育の実施について規定している条項でございますが、その第１項では、ただし書き以降に「保育に対する需要の増大、児童の数の減少等やむを得ない事由があるときは、家庭的保育事業による保育を行うことその他の適切な保護をしなければならない。」としております。このことに基づき、児童の保護を行う事業として条例に規定し、松梅児童館で保護者からの申し出を受けて児童を預かる事業を行っております。
　２７年度から子ども・子育て支援新制度が導入されることに伴い、保育の実施に関し、市町村の責務をより明確に具体的に規定するため、児童福祉法第２４条が改正されます。改正後の条文には、「その他の適切な保護」という文言では表現されておらず、法から引用することができませんが、子ども・子育てに関しては市町村の責務として、地域の実情に応じた体制の整備を行う必要があります。そこで、条例第４条第３号を「保護者の委託を受けて児童の養育の支援を行うこと。」に変更し、事業を具体的に示すことにいたします。このことに関連して、第５条第２項中、「事業の保護」を「支援」に、第７条中「保護した」を「支援を受けた」に改めます。
　２点目の変更につきましては、第４条第３項の規定に基づく事業に係る使用料を改定するものです。
　２７年度からの子ども・子育て支援制度では、保育の利用者負担の階層区分を決定するに当たっては、利用者の手続に係る負担の軽減や保育の実施主体である市町村の事務簡素化を図る点から、市町村民税額をもとに行うことになっております。そのため、佐賀市の保育料についても、国の示した基準額をもとに見直しが行われることになります。松梅児童館の使用料につきましては、これまで佐賀市の保育料の料金体系を勘案して規定しているため、佐賀市の保育料見直しにあわせ見直すことといたします。
　別表をごらんください。階層区分の定義については佐賀市の保育料と同じです。算定方法が所得税から市町村民税額に変更をされておりますが、利用者の負担額が激変しないよう階層ごとの基準は従来の基準を勘案したものとなっております。そのため、その階層ごとの使用料額は変更いたしておりません。施行期日につきましては、平成２７年

４月１日としております。
以上です。

（山下委員長）
ありがとうございました。
第３３号議案について、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
それでは、第３３号議案『佐賀市児童館条例の一部を改正する条例』については承認といたします。
続きまして、第３４号議案『佐賀市立保育所条例の一部を改正する条例』と第３５号議案『佐賀市立幼稚園条例の一部を改正する条例』は関連する議案となりますので、一括して保育幼稚園課からご説明をお願いします。

（藤田こども教育部副理事兼保育幼稚園課長）
第３４号議案『佐賀市立保育所条例の一部を改正する条例』であります。
関係資料１８ページをお願いします。
改正理由ですが、子ども・子育て支援新制度が平成２７年４月から開始されるにあたり、従来の保育所に加えまして、認定こども園等に対しても公的な給付がなされるようになります。公立保育所の保育料を徴収する法的な根拠は、これまで児童福祉法にありましたけれども、同法の改正に伴いなくなりましたので、今回の改正条例において、その根拠を定めまして、あわせて保育料の減免についても規定をしております。
資料の１９ページに、新旧対照表をつけております。第３条で徴収根拠を示しております。こども・子育て支援法第２７条第３項第２号に規定します政令で定める額を限度として市が保育料を徴収するものであります。あわせて第４条、第５条で還付及び減免を規定しております。具体的な保育料につきましては規則で定めます。１月の勉強会でお示ししました保育料案を規則で定めることになります。
２０ページをごらんください。勉強会の資料としてお示しした資料をそのままつけさせていただいております。２０ページの下の欄、保育認定（２号認定・３号認定）が保育所の保育料案であります。現行の保育料と金額的には変わっておりません。また、施行期日につきましては、平成２７年４月１日といたします。
続いて、資料２２ページお願いします。
第３５号議案『佐賀市立幼稚園条例の一部を改正する条例』であります。
市立幼稚園につきましては、本庄幼稚園の１園であります。改正理由としましては、公立幼稚園につきましても、平成２７年度から始まります新制度に準じた形となります。したがいまして、保育所同様に新制度の幼稚園の保育料は政令で定める額を限度として市が定めます。公立・私立にかかわらず統一した保育料を設定することになります。
今まで入園時に入園料を徴収し、毎月保育料を徴収していましたが、それが新制度におきましては、毎月の保育料のみの徴収となります。２２ページに新旧対照表をつけております。入園料を廃止いたしましたので、４条から７条にかけまして、その「入園料」という表現を削除しております。あわせて第４条に子ども・子育て支援法第２７条を徴収根拠としてつけております。また、具体的な保育料につきましても、保育所と同様に別に規則で定めます。その具体的な案として先ほどの資料の２１ページに、教育認定（１号認定）の保育料を示しております。その下に本庄幼稚園の保育料案を示しております。一応本庄幼稚園につきましては、平成２９年度までの経過措置を経まして、私立幼稚園と同額の保育料にしたいと考えております。また、この条例につきましても、平成２７年４月１日施行としております。
以上であります。

（山下委員長）
ありがとうございました。
第３４号議案、第３５号議案について、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
それでは、第３４号議案『佐賀市立保育所条例の一部を改正する条例』と、第３５号議案『佐賀市立幼稚園条例の一部を改正する条例』については承認といたします。
続きまして、第３６号議案『佐賀市公民館職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例』につきまして、社会教育課からご説明をお願いします。

（中島社会教育部副部長兼社会教育課長）
議案につきましては９ページでございます。第３６号議案『佐賀市公民館職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例』でございます。内容につきましては、委員会議案資料の２５ページでご説明をさせていただきたいと思います。
まず改正理由でございますが、人事院の勧告と佐賀県人事院勧告の勧告におきまして、民間給与等の状況を勘案して、昨年１２月、佐賀市の一般職員の給与改定が行われております。この改定を受けまして、佐賀市行政職給料表を基礎として算定しております公民館職員の給与について、一般の職員と同様に、その給料月額の改定をお願いするものでございまして、公民館職員の給与の適正化を図りたいと考えております。
２番目の改正内容でございますが、２本ございまして、まず(1)の第１条関係で、民間給与との格差を解消するということで、公民館職員の給料月額の引き上げ、それと(2)の２条関係といたしまして、給与制度を総合的に見直すことに伴います世代間の給与配分という観点からの見直しの２本がございます。この詳細につきましては、２６、２７ページに新旧対照表をお示ししております。
まず２６ページが第１条関係でございまして、民間給与との格差解消分ということで、公民館職員の給与等に関する条例第４条の別表第１について改正を行います。主事の１種につきましては１９万２，８００円から１９万４，７００円で、１，９００円の増。それと主幹主事の６種につきましては１，２００円の増ということで、現行との差額は１，９００円から１，２００円の幅で全て引き上げという状況でございます。
２７ページが第２条関係でございます。これは給与水準の見直し分でございまして、主任主事の１種が３，６００円の増、これは１条改正後の給与との比較でございます。主任主事の２種で４００円の増、主任主事の３種で４００円の減、主幹主事の６種で５００円の減となりまして、給料月額の差額としましては、主任主事の２種までは３，６００円から４００円の幅で引き上げ、主任主事の３種以降が４００円から５００円の幅で引き下げという状況になります。これは一般職給与の２級、３級を基礎として、公民館職員の給与を設定しておりますので、一般職の給与改定に伴いまして、今回改正をお願いするものでございます。
施行日につきましては、まず１条関係の部分につきましては、公布の日につきまして、遡及措置としまして２６年４月１日からの適用を図りたいと考えています。２条関係につきましては、平成２７年４月１日からの適用ということで考えているところでございます。
説明につきましては以上です。

（山下委員長）
ありがとうございました。
第３６号議案について、何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
それでは、第３６号議案『佐賀市公民館職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例』について、承認といたします。
続きまして、第３７号議案『佐賀市教育振興基本計画－第三次佐賀市教育基本計画－

について』につきまして、教育総務課からご説明をお願いします。

（中尾教育総務課教育政策係長）
　第３７号議案『佐賀市教育振興基本計画－第三次佐賀市教育基本計画－について』につきましては、議案の１１ページになります。
　第３７号議案につきましては、教育基本法の第１７条第２項におきまして、地方公共団体は、国の計画を参酌しながら、その実情に応じ教育の振興のための基本的な計画を定めるように努めなければならないと規定をされております。第二次の佐賀市の教育基本計画が平成２６年度で最終年度になることから、「佐賀市教育振興基本計画－第三次佐賀市教育基本計画－」を策定するものでございます。
　１２月の勉強会、それと先日の２月の勉強会でパブリックコメントにつきまして、市の考え方をご説明いただきましたけれども、この内容につきまして変更がございませんでしたので、佐賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則第２条第１号の規定に基づきまして、この案を提出するものでございます。
　なお、本編につきましては、別冊で机上に配付をしているところです。
　説明は以上です。

（山下委員長）
　ありがとうございました。
　第３７号議案について、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。
　　〔「なし」と呼ぶ者あり〕
　それでは、第３７号議案『佐賀市教育振興基本計画－第三次佐賀市教育基本計画－について』について、承認といたします。
　続きまして、第３８号議案『佐賀市スポーツ推進計画について』につきまして、スポーツ振興課からご説明をお願いします。

（山口スポーツ振興課長）
　資料が１２ページ、第３８号議案『佐賀市スポーツ推進計画について』ということで本日提案させていただいております。
　スポーツ基本法第１０条の、市町村の教育委員会は、国のスポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとするということに基づいております。現在のスポーツ振興計画は２６年度まででしたので、お手元に差し上げております別冊の佐賀市スポーツ推進計画、これが２７年度から３１年度までの５年間の計画となっております。
　さきの教育委員会では、パブリックコメントの報告で一部修正がありましたので、その修正をこの中に盛り込んで、最終版として２月１９日に答申を受けております。その内容で本日提案させていただくものです。

（山下委員長）
　ありがとうございました。
　第３８号議案について、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。
　　〔「なし」と呼ぶ者あり〕
　それでは、第３８号議案『佐賀市スポーツ推進計画について』について、承認といたします。
　本日追加される第３９号議案については、報告事項が終わってから審議させていただきますので、報告事項に進みます。

日程５　報告事項

（山下委員長）
　続きまして、日程５の報告事項に移ります。
　報告事項(1)の「平成２７年３月議会補正予算案について」は、書類での報告にかえさせていただきます。
　続きまして、報告事項(2)「平成２７年度教育委員会の重点事業及び新規事業について」、各課からご説明をお願いします。

（中村こども教育部副理事兼学校教育課長）
　それでは、学校教育課からまずご説明させていただきます。
　資料の１４ページをごらんください。こちらの１番目、特別支援教育推進事業です。現在、各学校の通常学級にいます発達障がい児等の子どもたちが学校で学習生活がきちんと行えるようにということで、生活指導員を全部で７２名配置させていただいております。これに加えて、最近はインクルーシブ教育が進展いたしまして、従前なら特別支援学校に入学していた子どもたち、重度の心身障害、それから知的障害の子どもたちが通常の小・中学校に入学してくるケースがかなりふえております。ここ３年ぐらいで大体２倍近くになっております。
　それにより、各学校の特別支援学級の支援が十分にできなかったり、または担任１人では対応できなかったりしています。そこで、新年度はその生活指導員に加えまして特別支援学級に対する支援を進めるために、特別支援学級支援員を新たに配置することにしています。ここに上げておりますように、１３名配置します。この１３名というのは、介護が必要な子どもたちが複数名いる学級、または特別支援学級で１クラス定員は最大８名になっているのですが、６名から８名までの定員ぎりぎりになっているような学級で対応が非常に厳しい学級、その辺りを勘案しまして、この１３名を配置するということで進めさせていただきたいと思います。その両方の金額を合わせまして、ここに上げております１億７，４００万円ほどの金額ということでさせていただこうと思っております。これが新規事業での私どもの計画でございます。
　以上です。

（山下委員長）
　次はこども家庭課お願いします。

（百崎こども家庭課長）
　こども家庭課から、放課後児童クラブ拡充事業を上げております。
　最近、放課後児童クラブ入所を希望される方がふえております。それにより、待機児童もふえている状況であります。また、２７年度以降は小学校の４年生以上の児童も順次受け入れを始めていくことになっておりまして、クラブ室が不足している校区についてクラブ室の整備をしていくことにしております。２７年度は、本庄小学校と春日北小学校の敷地内に、２階建ての児童クラブの専用館を建てることにしております。定員につきましては、どちらも新設のところで８０名、今まで既存の施設がございますので、そちらと合わせて、完成後は１２０人の定員としたいと考えております。ニーズ調査の結果から、登録の予定をされる児童数としては、本庄が１１０人、春日北が１００名となっておりますので、希望数は満たすような整備になっております。
　以上です。

（山下委員長）
　次は保育幼稚園課お願いします。

（藤田こども教育部副理事兼保育幼稚園課長）
　保育所等の待機児童の解消であります。予算規模につきましては１５億円、内容とし

ましては、新制度では幼稚園と保育所を併設しました認定こども園などに対しまして、認可保育所と同様に新たに運営費、給付費が支給されます。公的給付により保育事業の運営における安定化が図られ、また、今後の定員増加や新規参入を促し、児童の受け入れ枠の拡大につながるものと考えております。

まず、認定こども園施設型給付費（新規）１４億円でありますけど、これにつきましては２２の認定こども園に対する運営費であります。今まで認定こども園の保育所部分はほとんどが認可外保育所でありましたが、新制度では公的な給付を受けられるようになります。ゼロ歳から５歳児までの利用定員１，７００名でございます。

また、次の地域型保育給付費１億２，０００万円でありますけれども、ゼロ・２歳児を対象としました利用定員が６名から１９名の小規模保育事業、あるいはまた利用定員が５名以下の家庭的保育事業等におきましても公的な給付がなされます。これらの小規模保育とか、あるいはまた家庭的保育を地域型保育と呼びますけれども、この地域型保育事業者の多くも現在は認可外保育をされておりますが、この地域型保育事業に取り組む形になります。また、現在の認可外保育所の方たちがこの地域型保育に移行されますけれども、基本的には、今地域型保育の定員としましては１０３名を予定しております。

以上です。

（山下委員長）

ありがとうございました。

次に、社会教育課お願いします。

（中島社会教育部副部長兼社会教育課長）

社会教育課は２本ございます。まず１本目が、青少年センターの移転整備事業ということで、これは当初予算では計上は行っておりませんが、青少年センターのマルキョウ跡ビル３階に移転するための改修経費を６月補正で計上を予定しております。この内容につきましては、現在設計を行っておりまして、基本設計が大方でき上がりましたので、先日勉強会で整備概要等をご説明させていただきました。フリースペースとか個別学習室等の居場所づくり、若者の居場所、それと多目的ホールとか音楽室、調理室等の活動の場、それと若者支援とか少年サポートセンター等々の支援の場という形で３ゾーンに分けた整備を行いたいと思っております。

なお、前回の勉強会の折、伊東委員からご提言いただきましたシャワー室の配置につきましては、内部検討を行いまして、多目的室の更衣室にシャワー室を配置していく方向で進めさせていただきたいと考えております。

青少年センターについては以上でございます。

その下、放課後子ども教室推進事業でございます。これは国の放課後子ども総合プランに基づきます国の補助事業に伴う事業でございまして、国３分の１、県３分の１、市３分の１の事業でございます。予算規模としましては１９０万円程度を計上しております。

内容としましては、全ての子どもを対象に、放課後とか週末等に地域の方々のご協力をいただきまして、安全・安心な活動の拠点を設け、地域との交流活動やさまざまな活動をその場で実施をしていきたいと考えています。内容的には、市からの委託事業ということで考えておりまして、７校区、開成、嘉瀬、北川副、新栄、日新、兵庫、若楠に委託を行いたいと思っております。これは平成２６年度まで市の単独事業として、地域子ども教室という形で補助事業で実施しておりました。これを拡充、充実を図って７校区にしたいと考えております。

なお、２７年度はこの７校区で行いますが、他の校区との調整、あるいは公募等を図りまして、２８年度以降は毎年３校区ほどずつ実施校区の拡大を図っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

（山下委員長）
　ありがとうございました。
　文化振興課お願いします。

（福田文化振興課長）
　東名遺跡の国史跡指定と利活用の推進というところでご説明をいたします。
　まず数字の訂正をお願いいたします。予算額「１，５４０万１，０００円」とあるのを、「１，５９４万１，０００円」にお願いいたします。申しわけございませんでした。
　この縄文時代早期の遺跡であります東名遺跡は、平成２８年度に国史跡指定を目指しているところでございます。
　このタイムスケジュールにつきましては、文化庁に対しての申請事務である意見具申を平成２８年１月に予定しておりまして、この意見具申がなされますと、文化庁から平成２８年５月に国の文化審議会に諮問がなされ、６月に答申ということになります。その後、同年９月に告示があり、指定が完了する予定でございます。２７年度は、この指定に係る具体的な事務といたしまして、ここにございますとおり、意見具申書の作成やそれに添付する発掘調査総括報告書の作成、現地での地番調査などを行います。また、意見具申は所有者でございます国土交通省の承諾が必要でございますので、あわせてその事務も実施いたします。標題にございます遺跡の利活用でございますが、東名遺跡に近接する縄文館での展示・説明や出前講座、出前授業、体験学習を行います。この中で、出前授業につきましては、実施小学校が年々増加いたしまして、２６年度には１２校約１，０００人がこの授業を受けました。２７年度におきましても、年度末から各小学校に呼びかけを行おうと思っております。体験学習につきましては、縄文時代の網かごづくりなどを予定しております。
　以上でございます。

（山下委員長）
　ありがとうございました。
　次に図書館お願いします。

（棚町図書館長）
　図書館の火災受信機の更新でございます。予算額は５１０万円ほどでございまして、この火災受信機は、火災が起きた際に消防士への緊急連絡や館内放送を行うための装置でございます。開館時に設置して以来１８年を経過しておりまして、老朽化しているということで、緊急時に速やかに対応できるように機器を更新するものでございます。
　以上です。

（山下委員長）
　ありがとうございました。
　次に、スポーツ振興課お願いします。

（山口スポーツ振興課長）
　スポーツ振興課につきましては、まずソフト事業でスポーツ指導者等の資質向上ということで、少年スポーツの過熱化に対応する対策として、１つはスポーツ指導者の育成事業という事業です。まちづくり助成金が採択になりませんでしたので、単独事業としての７万円ということで、少年スポーツの指導者、保護者を対象にして、スポーツの楽しさを知ってもらうための研修会です。それともう１つは、施設利用に関しての検討会を設置して協議し、学校や社会体育施設等の利用制限についてどのような形がいいのか考えていく取り組みを並行して進めていきたいと考えております。
　また、ここには上げておりませんでしたが、先ほど教育長の報告の中にもありました

長野パルセイロのキャンプの受け入れ、これはスポーツ合宿の推進事業の中で、その取り組みを一部改変して、プロのチームの受け入れも積極的に進めていくという内容です。

次のページは、社会体育施設関係です。１つはスポーツパーク川副の耐震改修事業で、実際の耐震補強と改修工事に取り組みます。もう１つは、佐賀勤労者体育センター耐震改修工事。これは２７年度に設計を行って、２８年度に実際の工事を行うもので、その経費について、段階的に決めて進めていく内容になっております。

スポーツ振興課は以上です。

（山下委員長）

ありがとうございました。

報告事項(2)について、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご質問がないようですので、報告事項についてはこれで終わります。

それでは、ここで５分程度休憩いたします。再開後は、非公開の第３９号議案を審議いたしますので、教育委員と関係者以外の方はご退室をお願いします。